

西条市タクシー事業者原油価格等高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、コロナ禍における燃料価格高騰によるタクシー事業者の経費負担の増加を緩和し、今後の需要回復局面においてタクシーの供給を順調に回復するため、地域内交通を担う市内のタクシー事業者に対し、西条市タクシー事業者原油価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

2 この告示において「タクシー」とは、タクシー事業者が前項に規定する事業の用に供する自動車をいう。

(対象事業者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、タクシー事業者のうち、市内に事業所又は営業所を有する者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次条第1項の規定による交付申請時における同項に規定する申請者が保有するタクシーの台数に4万円を乗じて得た額とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）は、西条市タクシー事業者原油価格等高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業許可を証する書面

(2) 市内の事業所又は営業所におけるタクシーの保有台数が確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときはこれを審査し、適当と認めるときは支援金の交付を決定し、西条市タクシー事業者原油価格等高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第6条 前条第2項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、西条市タクシー事業者原油価格等高騰対策支援金請求書（様式第3号）により、市長に支援金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支援金の請求があったときは、速やかに支援金を

交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、西条市タクシー事業者原油価格等高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

- (1) この告示又は支援金交付の決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) この告示により市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 支援金を交付する目的に著しく反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務に関する法律違反により行政処分を受けるなど、交付決定者としてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を取り消したときは、西条市タクシー事業者原油価格等高騰対策支援金返還命令書（様式第5号）により、当該交付決定者に対し、既に交付した支援金の全部又は一部について、期限を定めて返還させるものとする。

(加算金)

第8条 交付決定者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(遅延損害金)

第9条 交付決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により遅延損害金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の遅延損害金について準用する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月30日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定のあった支援金に対するこの告示の適用については、なおその効力を有する。